平成２５年（フ）第５４３４号
大阪府守口市寺方元町１丁目15番22号
債務者　濱口　　友
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８０号
大阪市淀川区木川東１丁目11番15号　長島ビル504号
債務者　中島　柳助
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０３号
大阪市生野区田島２丁目13番14号
債務者　青木光江こと　李　　佳澄
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３６号
大阪府東大阪市四条町13番11号
債務者　山脇　敏彦
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７１号
大阪府八尾市南植松町２丁目42番地の31
債務者　伊東　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７５号
大阪府四條畷市二丁通町６番11号
債務者　京田くみ子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９８号
大阪市浪速区日本橋東１丁目５番２―201号
債務者　原田　敏之（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４２号
大阪市旭区今市１―６―９　北島マンションＢ―３、住民票上の住所大阪市旭区千林２丁目５番１号
債務者　上西　　渉
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１０号
大阪府吹田市五月が丘東７番17―４Ｄ号
債務者　永山清美こと　金　　清美(旧姓金山)
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１３号
大阪府八尾市末広町５丁目１番16号
債務者　田尾　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４５号
大阪府門真市四宮２丁目６番14―301号、前住所大阪府門真市打越町28番８―306号
債務者　濱田　新吾
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４８号
大阪府八尾市南太子堂３丁目３番32号
債務者　江口　義則
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号
高知県四万十市中村天神橋55番地
債務者　江間ひろみ
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４５号
高知県宿毛市長田町３番32号
債務者　藤井真知子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４６号
高知県四万十市古津賀3058番地97
債務者　曽根也以子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４７号
高知県幡多郡黒潮町佐賀373番地１
債務者　濵田　留美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第５６１号
神奈川県平塚市根坂間379番地　ベルハイム101号
債務者　進藤　鉄也
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８９号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2542番地　ハーフヒルズ２―202
債務者　小楽﨑　巖（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部